

留萌商工会議所 特定退職金共済制度

ご契約者 各位

留萌商工会議所

留萌商工会議所 特定退職金共済制度

税制改正に伴う退職所得の源泉徴収事務における個人番号(マイナンバー)提出のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素より当所事業活動並びに特定退職金共済制度の運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、令和7年度の税制改正により、「退職手当等の支払者は、令和8年（2026年）1月1日以後、退職手当等の支払を受けるすべての居住者に係る「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署・市町村に提出しなければならない」とされております。

これに伴いまして、令和8年1月1日以後に当所特定退職金共済制度の退職一時金を受け取られる方につきましては、事業所様より「番号確認書類」にて個人番号(以下、マイナンバー)をご確認の上、当所へ「番号提供書」をご提出いただくこととなりましたので、下記内容をご確認くださいますようお願いいたします。

末筆ながら貴社のますますのご発展を心よりお祈り申しあげます。

敬具

記

1. 当所へのマイナンバー通知手順

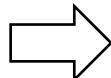
- ① 当所窓口にて事業所様へ「番号提供書」・「返信用封筒」をお渡し。
- ② 事業所様より従業員様(受取人様)へ「番号提供書」を手配(事前のご手配も可)。
- ③ 従業員様(受取人様)は、「番号提供書」・「番号確認書類」を事業所様へ提出。
- ④ 事業所様は従業員様(受取人様)の番号確認を行い、「返信用封筒」にて当所へ「番号提供書」を提出。

2. 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の様式改訂

今回の税制改正により、様式が一部改訂となり、様式の「区分」右横に「番号」欄が追加され、1から7に該当する番号を記入することとなります。

※特定退職金共済制度の退職一時金は、所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金に該当する場合として、「1」を区分右横の「番号」欄へ記入することとなります。

区分	区分	番号
法第201条第1項第1号適用分	法第201条第1項第1号適用分	
法第201条第1項第2号適用分	法第201条第1項第2号適用分	
法第201条第3項適用分	法第201条第3項適用分	



3. 解約・死亡による100万円超の支払時および年金受取開始時のマイナンバーの取得

今回の税制改正による変更はございません。なお、令和8年1月1日以後は、当所より事業所様へご案内し、受取人様及び被共済者様のマイナンバーをご通知いただきますので、予めご了承ください。

4. 注意事項

- ・番号提供書は当所窓口にてお渡しいたします。

※ただし、委託保険会社から直接送付されます退職一時金請求書には同封されておりません。

- ・番号提供書は当所ホームページからダウンロードできますので、退職一時金請求書と一緒に従業員様へお渡しいただいても構いません。